

2 第44条の4《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係

【制度の概要】

令和4年度の税制改正において、環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度が創設された。

本制度は、次の(1)及び(2)の措置から構成されている。

(1) 環境負荷低減事業活動用資産に係る措置

青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者が、みどりの食料システム法の施行の日（令和4年7月1日）から令和6年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、環境負荷低減事業活動用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設をし、これを環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その供用年度において環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）相当額の特別償却ができる（措法44の4①）。

(2) 基盤確立事業用資産に係る措置

青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けたものが、指定期間内に、基盤確立事業用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設をし、これを基盤確立事業の用に供した場合には、その供用年度において基盤確立事業用資産の取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）相当額の特別償却ができる（措法44の4②）。